２００６年６月第３週号（４３４号）

たっくす.ふぁっくす.NEWS

（有）ビジネスブレイン原田会計
〒302-0119 守谷市御所ヶ丘 3-14-14
Tel 0297-48-9112
Fax 0297-48-9735
E-mail:info@harada-kaikei.com
U R L :WWW://harada-kaikei.com/

有限責任事業組合（LLP制度）

会社をとりまく法律ほど改正の多い法律はないと言われています。商売をとりまく変化が大きいことの現れなのかもしれませんね。

Ⅰ. 有限責任事業組合（LLP制度）

有限責任事業組合（ＬＬＰ制度）とは、組合と株式会社の両方の良さをもつ新しい組織体をいいます。
この制度の導入によって経済の活性化が期待されています。

Ⅱ. 有限責任事業組合（LLP制度）の特徴

有限責任事業組合の大きな特徴は次の３つです。

① 有限責任性
出資者の責任は出資額を限度とされます。
これは株式会社の株主や有限会社の出資者と同じ考え方です。

② 内部自治原則
出資者が自ら経営を行い、組織内部の取り決めは自由に行うことができます。
株式会社や有限会社の原則は株主と経営者とは別々であることを前提とした考え方ですので、この点に特徴が生じます。

③ 構成員課税制度
組織に対する課税はされず（パススルー）、直接出資者に課税されます。つまりこの組合の儲けはストレートに出資者の儲けとして課税されることになるのです。
株式会社では、会社の儲けには会社が税金を支払い、これを株主に配当したときに始めて株主が課税される点でやはり大きな特徴があります。

			所有と経営の関係		
			所有と経営が分離（物的組織）※組織の規律が厳格	所有と経営が一致（人的組織）※組織の内部自治が認められる	
出資者（構成員）と会社債務者との関係	全構成員有限責任		株式会社 有限会社 ※新会社法で有限会社は株式会社に統合	合同会社（日本版ＬＬＣ）（有限責任の人的会社）	ＬＬＰ（有限責任の組合制度）
	無限責任	最低１人以上の無限責任構成員		合資会社	投資事業有限責任組合
		全構成員無限責任		合名会社	民法組合
			←法人格あり→		←法人格なし→